宮城県女性・中高年人材育成助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、子育て等を終了した女性や中高年齢者の雇用の促進及び人手不足の中小企業等における人材の確保を図るため、中小企業等が子育て等を終了した女性や中高年齢者を雇入れ、人材育成を行う経費について、予算の範囲内において、宮城県女性・中高年人材育成助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第15 4号)第2条第1項に規定する者及び事業を行う個人又はその他の団体とする。
- 2 この要綱において「対象労働者」とは、子育てや病気、親族の介護等により6か月以上離職している女性又は40歳から59歳までの中高年齢者をいう。ただし、直近に離職した際に、この事業を実施しようとする事業者と雇用関係にあった者や、出向、派遣労働者として就労していた者、この事業を実施しようとする事業者や役員の3親等内の親族を除くものとする。

(対象事業者)

第3 補助金の対象となる者は、宮城県内の中小企業等であって、次のいずれにも該当する者(以下「対象事業者」という。)とする。

ただし、日本標準産業分類により、P「医療・福祉」に分類される事業所においては、中小企業以外の者も対象とする。

- (1) 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域(仙台市(宮城野区及び若林区に限る),石巻市,塩竈市,気仙沼市,名取市,多賀城市,岩沼市,東松島市,亘理町,山元町,松島町,七ヶ浜町,利府町,女川町,南三陸町)に事業所があり,かつ同事業所において対象労働者を雇入れること。
- (2) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から補助事業の完了 又は終了の日までの期間,事業主都合による解雇(勧奨退職等を含む。)又は 雇い止めによる労働者の離職がないこと。
- (3) 対象労働者について、雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする国又は 地方公共団体の補助金等を受給していないこと。
- (4) 宮城県税に未納がないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第1項第2号に規定されるもの),又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営,運営に関係している事業を行う事業主でないこと。

(補助事業等)

- 第4 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、対象労働者を雇用し、次のいずれかの人材育成に加え、業務の遂行の課程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練(以下、「OJT」という。)を行うものとする。
 - (1)業務に必要な資格を取得(主に別表1に定める資格を対象とする)
 - (2)業務に必要な資格を保有しているが、その資格を活用した実務経験がない場合における経験の蓄積や復職に必要な知識・技術の習得(主に別表2に定める資格を対象とする。)
 - 2 補助事業において上記の人材育成を行う場合、次の条件を付するものとする。
 - (1) 雇用した対象労働者に対して行う人材育成の期間は、原則として3か月間と すること。
 - (2) 期間の定めのない雇用の場合は、社会保険(雇用保険、労働者災害補償保 険、厚生年金保険及び健康保険等)に加入すること。
 - (3) 短時間労働者を雇用した場合は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ雇用保険等に加入すること。
 - (4) 補助事業の終了後も、雇用形態を問わず、対象労働者を期間の定めのない雇用として継続して雇入れる見込みであること。または、契約更新を前提としていること。

(補助対象経費及び補助額等)

第5 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額については、別表3に定めるとおりとする。ただし、対象労働者が自己都合により離職した場合は、離職日までに要した経費を対象とする。

(交付申請)

- 第6 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるもの とし、交付申請しようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた日から3か月を経過 する日から起算して1か月以内に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は次のと おりとする。
 - (1)補助事業実績書(別記様式第2号)
 - (2) 対象労働者に係る雇用契約書の写し
 - (3) 対象労働者の職務経歴書
 - (4) 対象労働者への賃金の支払状況を確認できる賃金台帳の写し
 - (5) 対象労働者の取得した資格(あるいは既に取得している資格)を証明する 書類の写し
 - (6) 対象労働者の資格取得あるいは人材育成に要した経費を明らかにする書類
 - (7)対象労働者の在籍状況が確認できる出勤簿の写し

- (8) 対象労働者に対する人材育成の内容が分かる勤務日報等
- (9)公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し(女性の場合は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しのみ)
- (10) 登記事項証明書(法人格を有している場合)又は,税務署への開業届の写し (個人事業主の場合)
- (11) 定款や団体の規約等の写し
- (12) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書(税目「全ての県税」について、補助金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと。)
- (13) 申立書(別記様式第3号)
- (14) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の補助金交付申請を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地 方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額 のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額と して控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地 方消費税との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、 これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではな い。

(交付の条件)

- 第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 当該補助金の申請は、補助事業者あたり、事業所が雇用する常勤職員の 20 パーセント(端数切り捨て)までの人数とし、かつ、1 事業所につき原則 5 人までとする。
 - (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと

(交付決定)

- 第8 知事は、補助金交付申請の内容が適切であると認められるときは、補助金の交付 決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付決定を行うにあたっては、第6第3項により補助金に係る 消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを 審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助 金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うもの とし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

- 第9 第6に規定する補助金交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書 を兼ねるものとする。
- 2 第8に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金の額 の確定に係る通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第11 申請事業主が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消すものとし、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて、その全部又は一部について返還を命ずるものとし、当該交付決定対象事業主に対して別記様式第4号により通知するものとする。
 - (1) 交付決定対象事業主の要件に反している事実が認められたとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって補助金交付を受け又は受けようとしたき。
 - (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 対象事業主は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第5号 により速やかに知事に報告しなければならない。

(関係書類の保管等)

第13 対象事業主は補助事業における支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が 終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適 用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月10日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。但し、施行日前に雇い入れた対象労働者に係る補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。